

令和6年9月定例会

総務常任委員会説明資料

総務部
企画振興部

令和 6 年度 9 月 補正予算の概要

一般会計補正予算（第 2 号）（議案第 1 号）は、

災害復旧関連事業や赤潮被害への対応、知事マニフェストの実現に向けて取り組む事業等に必要な予算 4 8 億 5 5 百万円を計上。

[主な内容]

(1) 災害復旧関連事業	3,052 百万円	
・令和 6 年梅雨前線豪雨等による災害からの復旧		3,052 百万円
(2) 赤潮被害への対応	120 百万円	
・赤潮被害を受けた養殖業の早期事業再開等に向けた支援		120 百万円
(3) その他マニフェスト関連事業等	1,683 百万円	
・益城町における土地区画整理事業の推進		856 百万円
・医療・介護現場における勤務環境改善		319 百万円
・住宅耐震化の緊急支援		72 百万円

9 月補正予算は、一般会計で 4 8 億 5 5 百万円の増額補正であり、補正後の予算規模は、8, 6 1 0 億 3 百万円となる。

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額	補正額	合 計
一 般 会 計	856,148	4,855	861,003
企 業 会 計			
病院事業会計	2,043	21	2,064

(注) 1 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合がある。

2 企業会計の予算額は、収益的支出と資本的支出の合計額である。

第1号 令和6年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

歳入歳出予算補正

(歳入) (単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	合 計	補 正 額 の 説 明
1 県 税	163,988,650		163,988,650	
2 地 方 消 費 税 清 算 金	87,356,233		87,356,233	
3 地 方 譲 与 税	31,012,193		31,012,193	
4 地 方 特 例 交 付 金	4,710,504		4,710,504	
5 地 方 交 付 税	229,346,281		229,346,281	
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	247,388		247,388	
7 分 担 金 及 び 負 担 金	4,160,115	80,000	4,240,115	負担金 80,000
8 使 用 料 及 び 手 数 料	9,037,772		9,037,772	

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	合 計	補 正 額 の 説 明
9 国 庫 支 出 金	121,600,334	1,351,511	122,951,845	国庫負担金 667,879 国庫補助金 682,343 国庫委託金 1,289
10 財 産 収 入	2,021,283	12,489	2,033,772	財産売却収入 12,489
11 寄 附 金	638,096		638,096	
12 繰 入 金	58,514,022	△ 44,032	58,469,990	基金繰入金 △ 44,032
13 繰 越 金	1	925,529	925,530	繰越金 925,529
14 諸 収 入	67,026,327	30,636	67,056,963	雑入 30,636
15 県 債	76,488,998	2,499,000	78,987,998	農林水産債 31,000 土木債 2,055,000 災害復旧債 413,000
合 計	856,148,197	4,855,133	861,003,330	

(歳 出)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	合 計	補 正 額 の 説 明
1 一 般 行 政 経 費	560,256,558	862,962	561,119,520	
(1) 人 件 費	179,448,808		179,448,808	
(2) 扶 助 費	114,051,735		114,051,735	
(3) 物 件 費	37,256,083	27,221	37,283,304	労働行政推進費 8,552 人事課諸費 5,508 豊かな森林づくり人材育成事業 4,300
(4) そ の 他	229,499,932	835,741	230,335,673	県税過誤納還付金 225,000 介護職員勤務環境改善支援事業 224,286 赤潮被害緊急対策事業 120,000

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	合 計	補 正 額 の 説 明
2 投 資 的 経 費	177,561,144	3,992,171	181,553,315	
(1) 普 通 建 設 事 業 費	146,486,574	2,589,467	149,076,041	
補 助 分	91,230,913	43,605	91,274,518	災害関連大規模漂着流木等処理 対策事業費 27,300 浜の活力再生加速化支援事業 16,305
単 独 分	55,255,661	2,545,862	57,801,523	単県河川等災害関連事業費 1,561,000 土地区画整理事業 856,000 住宅耐震化緊急促進事業 68,250
(2) 災 害 復 旧 事 業 費	18,104,656	1,402,704	19,507,360	現年発生河川等補助災害復旧費 1,094,609 現年林道災害復旧事業 182,355 団体営農地等災害復旧事業費 125,740
(3) 国 直 轄 事 業 負 担 金	12,969,914		12,969,914	
3 公 債 費	101,495,414		101,495,414	
4 繰 出 金	16,835,081		16,835,081	
合 計	856,148,197	4,855,133	861,003,330	

令和6年度9月補正予算総括表

総務部

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
人事課	5,330,275	5,508	5,335,783				5,508
財政課	103,499,714		103,499,714				
県政情報文書課	1,755,447		1,755,447				
総務厚生課	926,245		926,245				
財産経営課	3,180,054		3,180,054				
私学振興課	13,530,776		13,530,776				
市町村課	3,322,900	10,353	3,333,253			10,353	
消防保安課	1,014,765		1,014,765				
税務課	92,088,111	225,000	92,313,111				225,000
一般会計計	224,648,287	240,861	224,889,148			10,353	230,508

公債管理特別会計

財政課	116,744,586		116,744,586				
-----	-------------	--	-------------	--	--	--	--

市町村振興資金貸付事業特別会計

市町村課	1,285,136		1,285,136				
------	-----------	--	-----------	--	--	--	--

部局計

部局合計	342,678,009	240,861	342,918,870			10,353	230,508
------	-------------	---------	-------------	--	--	--------	---------

令和6年度9月補正予算県議会説明資料

人 事 課					(単位:千円)				
事 項 別 明 細 書 頁 数	目 名	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
11	人 事 管 理 費	4,486,114	5,508	4,491,622				5,508	人事管理費 人事課諸費 新聞記事の利用に係るライセンス取得に要する経費
課 計		5,330,275	5,508	5,335,783				5,508	

債務負担行為(変更)

財 産 経 営 課		(単位:千円)			
議 案 頁 数	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
10	県有施設等管理業務	令和7年度 ～令和10年度	14,384	令和7年度 ～令和10年度	16,868
		年次別内訳 令和7年度	3,596	年次別内訳 令和7年度	4,217
		令和8年度	3,596	令和8年度	4,217
		令和9年度	3,596	令和9年度	4,217
		令和10年度	3,596	令和10年度	4,217

令和6年度9月補正予算県議会説明資料

市 町 村 課					(単位:千円)				
事 項 別 明 細 書 頁 数	目 名	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
14	自 治 振 興 費	1,231,889	10,353	1,242,242			10,353		国庫支出金返納金 国庫支出金返納金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業費確定に伴う国庫支出金返納金
課 計		4,608,036	10,353	4,618,389			10,353		

税 務 課					(単位:千円)				
事 項 別 明 細 書 頁 数	目 名	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
13	賦 課 徴 収 費	4,811,178	225,000	5,036,178				225,000	県税過誤納還付金 県税過誤納還付金 県税の還付に要する経費の所要見込額の増
課 計		92,088,111	225,000	92,313,111				225,000	

令和6年度9月補正予算総括表

企画振興部
一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
企画課	778,559		778,559				
地域振興課	1,715,475		1,715,475				
文化企画・世界遺産推進課	988,011	2,000	990,011	1,000			1,000
交通政策課	2,513,129		2,513,129				
空港アクセス鉄道整備推進課	435,743		435,743				
統計調査課	478,509		478,509				
デジタル戦略推進課	561,045		561,045				
システム改革課	1,359,829		1,359,829				
球磨川流域復興局付	1,512,330		1,512,330				
一般会計計	10,342,630	2,000	10,344,630	1,000			1,000

部局計							
部局合計	10,342,630	2,000	10,344,630	1,000			1,000

令和6年度9月補正予算県議会説明資料

文化企画・世界遺産推進課

(単位:千円)

事 項 別 明 細 書 頁 数	目 名	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
12	計 画 調 査 費	821,712	2,000	823,712	1,000			1,000	文化企画推進費 新子ども芸術文化活動支援事業 各地域で芸術文化活動に取り組む子ども達の地域間 交流等による芸術文化活動支援に要する経費
課 計		988,011	2,000	990,011	1,000			1,000	

令和6年度9月補正予算県議会説明資料

債務負担行為(変更)

システム改革課		(単位:千円)			
議 案 頁 数	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
10	情報処理関連業務	令和7年度	0	令和7年度	194,874
10	事務機器等賃借	令和7年度 ～令和11年度	974,968	令和7年度 ～令和11年度	985,478
		年次別内訳		年次別内訳	
		令和7年度	248,512	令和7年度	250,614
		令和8年度	240,398	令和8年度	242,500
		令和9年度	240,398	令和9年度	242,500
		令和10年度	240,398	令和10年度	242,500
		令和11年度	5,262	令和11年度	7,364

第 5 号

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例

熊本県内部組織設置条例（昭和27年熊本県条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「観光戦略部」を「観光文化部」に改め、同号イ中「物産」を「文化芸術」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年10月15日から施行する。
- 2 ようこそくまもと観光立県条例（平成20年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第28条中「観光戦略部」を「観光文化部」に改める。

（提案理由）

観光と文化芸術の振興を一体的かつ戦略的に推進するため、観光戦略部を改編し、観光文化部を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 5 号	熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例	1 条例改正の趣旨 観光と文化芸術の振興を一体的かつ戦略的に推進するため、観光戦略部を改編し、観光文化部を設置する必要がある。 2 主な改正内容 (1) 観光戦略部を観光文化部に改める。（第2条関係） (2) 観光戦略部を観光文化部に改めることに伴い、観光戦略部の部名を引用しているようこそくまもと観光立県条例（平成20年熊本県条例第66号）の一部改正を行う。（附則第2項関係） 3 施行期日 令和6年10月15日から施行する。

報告第 5 号

公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公立大学法人熊本県立大学の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の概要

県政情報文書課

1 基本情報

(1) 設立の目的

大学を設置し、及び管理することにより、豊かな教養と高度な専門性を有し、総合的な知識と実践力、創造力を備えた有為な人材を育成するとともに、研究成果を社会に還元し、教育研究資源を地域に提供することを通じて、熊本県ひいては国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(2) これまでの経緯

昭和 22 年（1947 年）4 月 熊本県立女子専門学校創立

昭和 24 年（1949 年）4 月 熊本女子大学開学

平成 6 年（1994 年）4 月 名称を熊本県立大学に変更、男女共学化

平成 18 年（2006 年）4 月 公立大学法人熊本県立大学設立（法人化）

(3) 設立年月日

平成 18 年（2006 年）4 月 1 日

(4) 組織

- ・理事長等 理事長 黒田 忠広 / 副理事長（学長） 堤 裕昭
- ・学 部 文学部、環境共生学部、総合管理学部（学生数計 2,197 人）
- ・大 学 院 文学研究科、環境共生学研究科、
アドミニストレーション研究科（大学院生数計 90 人）
- ・教職員数 教員 90 人、事務職員 36 人

※学生数、大学院生数及び教職員数は、令和 6 年 5 月 1 日現在。

(5) 基本財産

資本金 12,166,185 千円（県出資比率 100%）

2 令和 5 年度決算

(1) 総括

熊本県立大学においては、運営の効率化や経費節減等に不断に取り組んでおり、経営状況は安定している。また、収益の約 47%を占める運営費交付金についても、有効に活用されており、全体として特に問題視すべき点は見当たらない。

(2) 貸借対照表 (R6. 3. 31) と損益計算書 (R5. 4. 1～R6. 3. 31)

貸借対照表 (単位: 千円)

資産の部		負債の部	
固定資産	(13,009,815) 12,873,812	固定負債	(2,454,198) 2,439,839
流動資産	(971,764) 961,170	流動負債	(572,651) 557,033
		純資産	(10,954,730) 10,838,110
合計	(13,981,579) 13,834,982	合計	(13,981,579) 13,834,982

損益計算書 (単位: 千円)

経常費用		経常収益	
業務費	(2,845,435) 2,705,548	運営費 交付金収益	(1,471,588) 1,389,767
一般管理費	(158,263) 161,298	授業料収益	(1,100,497) 1,136,252
その他	(32,245) 22,439	入学金収益	(134,503) 135,782
		その他	(352,203) 226,888
合計	(3,035,943) 2,889,285	合計	(3,058,791) 2,888,689
経常利益			(22,848) △596
当期純利益			(22,848) △596
目的積立金取崩額			(0) 51,002
当期総利益			(22,848) 50,406

※表中の () 内は、前年度の額。

前年度との比較のため、会計基準改訂の影響を除いて算定した額。

(3) 主な増減要因

- ① 資産: [流動資産]の減少は、新型コロナ臨時交付金によるデジタル環境の整備等に係る未払金の減少により、現金及び預金が増加したことなどによるもの。[固定資産]の減少は、建物及び備品等の減価償却等によるもの。
- ② 負債: [流動負債]の減少は、前受受託研究費の執行額の増加等によるもの。[固定負債]の減少は、機器やシステムのリース料支払いが進んだことなどによるもの。
- ③ 経常費用: [業務費]の減少は、新型コロナ臨時交付金によるデジタル環境の整備等が増加したことなどによるもの。
- ④ 経常収益: [運営費交付金]の減少は、新型コロナ臨時交付金によるデジタル環境の整備等に係る交付額の減等によるもの。[その他]の減少は、会計基準改訂の影響を除くための調整(減価償却費相当分)などによるもの。

3 令和6年度事業計画

(1) 社会と時代の要請に合わせた教育の質の向上

大学入試共通テスト新規科目「情報」の取扱いに係る周知、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム (MDASH)」への申請、LMS (Learning Management System: 学習管理システム) の活用、文学部英語英米文学科の令和8年度改組に向けた準備や総合管理学部の専攻制導入等、社会や時代の状況を踏まえた対応を着実に行う。

- 文部科学省が認定する「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム (MDASH)」の申請を目指し、準備を進めていく。
- LMS への学生のアクセス状況等のデータを基に、学修意欲の減退を早期に把握し、面談やカウンセリングなどの支援を行うことで、離学防止につなげる。併せて、学習効果の分析を進める。
- 文学部英語英米文学科において、令和8年度改組に向け、新カリキュラム、学科名称変更等を確定する。

(2) 地域との幅広い協働を確立する教育研究の着実な推進

令和2年7月豪雨からの復興・再生等の支援を含め、地域貢献のために地域に学ぶことを重視し、地域課題の解決に資する研究活動を行い、また、地域の様々な課題と本学の研究シーズなどのマッチングを図る。

- 「もやいすと育成プログラム」や地域連携型学生研究、授業やゼミ活動等における、大規模自然災害からの復興・再生や企業・事業承継課題等、地域の諸課題を題材とし、課題解決に貢献する教育を更に推進する。
- JST (科学技術振興機構) の「共創の場形成支援プログラム」に採択された「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」地域共創拠点による研究を推進する。
- 地域の様々な課題と本学の研究シーズなどのマッチングを図るとともに、地域おこしスタートアップ事業等を有効活用し、地域課題解決につながる研究を積極的に推進する。

(3) 地域の国際化に対応し、国際社会にも寄与する教育研究の推進

英語能力の向上を目指した TOEIC® IP テストの2年生全員受験を実施するとともに、グローバルな視点を持ち、地域課題に柔軟に対応できる能力を養う「もやいすとグローバル育成プログラム」を着実に実施する。また、学生の海外留学や外国人留学生等の受入れを促進して、地域の国際化に対応し、国際社会に寄与する教育研究を推進する。

- 文学部英語英米文学科では、「TOEIC®スコア管理委員会」を設置し、学生の英語運用能力の分析により、能力向上に向けた支援を行う。
- 海外協定校との交流推進に向けて、留学・研修メニューの拡充を検討する。特に、半導体関連企業の集積が進む本県の地域変容を踏まえ、台湾の大学等との交流を促進する。

(4) その他

- 大学の運営状況を検証しながら、DX推進をはじめ大学を取り巻く社会の変化に適切に対応する。
- 就職・大学院進学等、学生個々の興味や能力に応じた進路を選べるように、キャリアデザイン教育の内容を整理し、初年次から2年次以降への接続を検討する。

報告第 6 号

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県立劇場の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

公益財団法人 熊本県立劇場の令和5(2023)年度決算概要について

文化企画・世界遺産推進課

1 基本情報

(1) 法人設立の目的

この法人は、活力ある郷土の実現をめざし、音楽、演劇、舞踊等の舞台芸術活動を中心とした芸術文化及び地域文化の振興のための事業並びに優れた舞台芸術を広く提供する事業を行い、県民の福祉及び文化の向上に寄与することを目的とする。

(2) これまでの経緯

昭和57年 「財団法人熊本県立劇場」設立
平成24年 「公益財団法人熊本県立劇場」へ移行

(3) 設立年月日 昭和57年6月14日

(4) 組 織 理事長 宮尾 尚
役員等：評議員6名、理事11名、監事2名
(R6.9.1現在) 職員等：職員17名、嘱託・臨時7名

(5) 基本財産 40,000千円(本県出資額20,000千円、出資比率50%)
※その他の出資者
公益財団法人熊本県立劇場(50%)

2 決算の概要

(1) 収支計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (2023)	令和4年度 (2022)	令和3年度 (2021)
収支決算の状況			
事業活動収入(A)	483,925	532,295	503,483
事業活動支出(B)	465,595	527,378	473,674
事業活動収支差額(C)=A-B	18,330	4,918	29,808
投資活動収入(D)	26,000	35,001	33,946
投資活動支出(E)	34,272	41,667	64,156
投資活動収支差額(F)=D-E	△8,271	△6,666	△30,210
財務活動収入(G)	0	0	0
財務活動支出(H)	4,500	4,374	4,252
財務活動収支差額(I)=G-H	△4,500	△4,374	△4,252
当期収入合計(J)=A+D+G	509,926	567,296	537,429
当期支出合計(K)=B+E+H	504,367	573,419	542,083
当期収支差額(L)=J-K	5,559	△6,122	△4,654
前期繰越収支差額(M)	45,914	52,036	56,690
次期繰越収支差額(N)=L+M	51,473	45,914	52,036

※ 単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

(2) 収支決算の主な増減理由 (R4→R5)

- 法人全体の当期収支差額は、令和4年度は6,122千円の赤字であり、令和5年度は5,559千円の黒字であった。令和5年度が黒字額に転換したのは、事業活動収支差額の黒字額が13,412千円増加したことが主な理由である。これは、令和4年度は、開館40周年のため、複数の大型企画を実施し、事業活動支出が増加したが、令和5年度は、事業活動支出が465,595千円と例年どおりであったことが要因である。

また、前期繰越収支差額を加えた次期繰越収支差額は51,473千円となっており、財務の健全性は保たれている。

3 事業実績等

	R5年度 (2023)	R4年度 (2022)	R3年度 (2021)
(1) 県委託料(千円)	407,976	411,862	414,891
(2) 使用料収入(千円)	157,568	179,702	129,500
(3) 県立劇場への入場者数(人)	332,575	382,131	213,721
(4) 文化事業への入場者・参加者数(人)	25,277	35,743	19,878

(1) 県委託料

- 「熊本県立劇場の管理運営に関する協定書」に基づき、県立劇場の管理運営業務や文化事業の実施に係る業務等を実施した。

(2) 使用料収入

- 「熊本県立劇場の使用料の収納に関する委託契約書」に基づき、施設・設備、駐車場の使用料の収納業務を実施した。
- 令和5年度は、令和4年度との比較では、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、通常どおりの施設利用が可能となったが、保全計画に基づく改修工事により、4か月間の貸出停止期間があったため、使用料収入は22,134千円減少した。

(3) 県立劇場への入場者数

- 令和5年度は、上記(2)と同様の理由により、令和4年度との比較では、約5万人減少した。

(4) 県及び公益財団法人熊本県立劇場が共同で実施する文化事業への入場者・参加者数

- 令和5年度は、上記(3)と同様の理由により、令和4年度との比較では、約1万人減少した。

報告第 7 号

天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、天草エアライン株式会社の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

天草エアライン株式会社の令和5(2023)年度決算概要について

交通政策課

1 基本情報

(1) 会社設立の目的

天草地域は、熊本県の中心地である熊本市からの移動に2時間以上を要するなど、地理的状況が離島地域と類似する条件不利地域である。そのため、平成12年3月から、熊本県、天草市、上天草市、苓北町等が出資をし、天草地域の唯一の高速交通機関として、天草エアラインが運航を開始した。現在、福岡空港、阿蘇くまもと空港及び大阪国際(伊丹)空港に就航しており、地域住民の生活、地域の医師確保を含めた地域のライフラインの一つとして必要不可欠な存在となっている。

(2) 設立年月日 平成10年10月12日

(3) 組織 代表取締役社長 山西 聡

役員等：代表取締役副社長(天草市)、取締役副社長(熊本県)
専務取締役1名、取締役8名、監査役2名

(R6.7.1 現在) 職員等：職員61名

(4) 株式状況 資本金 100,000 千円(本県出資相当額 53,307 千円、出資比率約 53%)

※その他主な株主

天草市(約23%)、九州電力㈱(約0.04%)、
㈱肥後銀行(約0.04%)他

2 決算の概要

(1) 収支決算状況

(単位：千円)

	R5年度 (2023)	R4年度 (2022)	R3年度 (2021)	R2年度 (2020)	R1年度 (2019)
I 損益計算書の概要					
営業収益(売上高等)(A)	899,756	614,945	497,270	323,994	565,587
営業費用(B)	1,530,268	1,542,119	1,380,685	1,086,048	1,132,291
営業利益(C)=A-B	▲630,512	▲927,174	▲883,415	▲762,054	▲566,704
営業外収入(D)	18,808	22,282	2,669	20,815	17,815
営業外費用(E)	36	15,921	0	0	14
経常利益(F)=(C)+(D)-(E)	▲611,740	▲920,813	▲880,746	▲741,239	▲548,903
特別利益(G)	598,137	1,080,601	980,034	943,770	386,242
特別損失(H)	0	58,340	66,849	5,033	0
法人税・住民税・事業税(I)	489	20,578	9,766	39,245	3,611
当期純利益 (J)=(F)+(G)-(H)-(I)	▲14,092	80,870	22,673	158,252	▲166,272
II 主な増減理由(R4→R5)					
【営業収益(売上高等)(A)】旅客収入の増加(有償旅客数約12,000名増)など 【営業外費用(E)】ヘリコプター事業部でのパイロット養成費用の減 【特別利益(G)】コロナが5類移行したことによる補助金(コロナ応援金等)の減少					

※ 単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表 令和6(2024)年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	469,999	流動負債	174,334
固定資産	189,522	引当金	49,223
繰延資産	47,979	資本金	100,000
		資本剰余金	399,000
		利益剰余金	▲15,057
合 計	707,500	合 計	707,500

※ 単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

主な注記事項

・ 資本金 499,000 千円のうち 399,000 千円を資本準備金に振り替え、資本金を 100,000 千円とした。

3 事業実績等

※主な営業指標	R5年度 (2023)	R4年度 (2022)	R3年度 (2021)	R2年度 (2020)	R1年度 (2019)
(1)利用者数(有償旅客数)(人)	63,843	51,906	37,958	24,028	46,291
(2)利用率(有償搭乗率)	40.5%	34.9%	25.7%	19.3%	41.0%
(3)就航率	91.4%	87.1%	91.1%	90.8%	87.9%

- (1) 当期(令和5年度)においても安全運航を第一に、平成30年度から開始した日本エアコミューター株式会社(鹿児島県)と整備業務の管理の受委託により、長期運休の回避や整備品質の一層の向上を通じて、定時性の確保を図り安定運航に努めた。
- (2) 旅客需要については、大阪線がコロナ前を上回り、過去最高の利用者数を記録した一方で、福岡・熊本線が緩やかな回復基調にあるものの、コロナ前水準まで回復しておらず、先行きが不透明な状況である。全体的な旅客需要の回復の遅れに加え、燃油・物価高騰の影響により、引き続き厳しい経営状況が続いているが、自社旅行業による地域イベントに合わせた旅行商品の造成、地域おこし協力隊によるPR動画やSNS等での情報発信などを通して誘客・利用促進を図った。
- (3) 運航状況については、新型コロナウイルス感染症の5類移行等に伴い、運航便数を増加した中で、予防整備等の実施により機材不具合に起因する欠航を大幅に削減でき、就航率は91.4%(対前年度比4.4ポイント増)となった。また、利用者数(有償旅客数)は前期を大幅に上回る63,843人(対前年度比123.0%)、利用率は40.5%(対前年度比5.6ポイント増)となった。
- (4) 決算状況については、冬ダイヤからの運賃値上げによる旅客収入の増加もあり、ヘリ収入等も含めた純売上高が8億9,976万円(対前年度比146.3%)となり、前期を大きく上回った。
営業費用は、燃料や物価の高騰等の影響があったものの、欠航便が減少したことで臨時貨客費を抑制でき、対前期を下回る15億3,027万円(対前年度比99.2%)となった。
- (5) 経常利益は▲6億1,174万円(対前年度比33.6%マイナス幅縮小)となり、県と2市1町で協調した経営支援や機材整備費補助金等の特別利益があったものの、当期純利益は▲1,409万円(対前年度比9,496万円減)となった。
なお、資本金4億9,900万円のうち、3億9,900万円を資本準備金に振り替え、資本金を1億円とした。

報告第 8 号

豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、豊肥本線高速鉄道保有株式会社の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

豊肥本線高速鉄道保有株式会社の令和5(2023)年度決算概要について

交通政策課

1 基本情報

(1) 会社設立の目的

J R 豊肥本線の熊本駅～肥後大津駅間の電化により、時間短縮、列車の増発等の輸送サービスの改善を図る。

(2) 設立年月日 平成9年11月21日

(3) 組 織 代表取締役社長 三浦 基路 (JR九州熊本支社長)
役員等：取締役5名、監査役3名
(令和6(2024)年7月1日現在)

(4) 株式状況 資本金 2,136,000 千円
(本県出資額 694,200 千円、出資比率 32.5%)
※その他主な株主 九州旅客鉄道(株) (50%)、熊本市 (15%) 他

2 決算の概要

(1) 収支決算状況

(単位：千円)

	R5年度 (2023)	R4年度 (2022)	R3年度 (2021)	R2年度 (2020)	R1年度 (2019)
I 損益計算書の概要					
営業収益 (売上高等) (A)	106,600	106,600	106,600	106,600	106,600
営業費用 (B)	69,092	69,838	72,652	90,567	104,225
営業利益 (C)=A-B	37,508	36,762	33,948	16,032	2,344
営業外収入 (D)	3,638	3,469	3,320	3,229	3,141
営業外費用 (E)	—	—	—	—	—
経常利益 (F)=(C)+(D)-(E)	41,146	40,231	37,268	19,262	5,486
特別利益 (G)	—	—	—	—	—
うち補助金収入	—	—	—	—	—
特別損失 (H)	—	—	—	—	—
法人税等 (I)	13,609	11,467	7,170	3,573	2,713
当期純利益 (J)=(F)+(G)-(H)-(I)	27,537	28,764	30,098	15,689	2,773
II 主な増減理由 (R4→R5)					
・ 固定資産税、減価償却費の減少により、営業費用(B)が減少し、経常利益(F)は増加したものの、法人税等(I)の増により当期純利益(J)は前年度比減となった。					

※ 単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表 令和6(2024)年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	72,986	流動負債	15,216
固定資産	1,372,482	資本金	2,136,000
		利益剰余金	△ 705,748
合 計	1,445,469	合 計	1,445,469

※ 単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

3 事業実績等

(単位：千円)

	R5年度 (2023)	R4年度 (2022)	R3年度 (2021)	R2年度 (2020)	R1年度 (2019)
(1) 営業収益 (売上高等)	106,600	106,600	106,600	106,600	106,600
(2) 営業費用	69,092	69,838	72,652	90,567	104,225

(1) 営業収益 (売上高等)

- 九州旅客鉄道（株）への鉄道施設の貸付けを行い、前年度と同額の使用料収入を確保した。

(2) 営業費用

- 固定資産税、減価償却費が減少するとともに、経費節減や効率的な会社運営に取り組み、前年度に比べて746千円の減となった。

報告第 9 号

肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、肥薩おれんじ鉄道株式会社の令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

肥薩おれんじ鉄道株式会社の令和5(2023)年度決算概要について

交通政策課

1 基本情報

(1) 会社設立の目的

九州新幹線新八代・鹿児島中央間の開業に伴い九州旅客鉄道株式会社から経営分離された並行在来線(熊本県八代駅から鹿児島県川内駅までの116.9km)において鉄道事業を行い、地域鉄道の運行を維持する。

(2) 設立年月日 平成14年10月31日

(3) 組織 代表取締役社長 古森 美津代(元熊本県職員)
 役員等：取締役副社長 2名(熊本県、鹿児島県)
 専務取締役 1名
 常務取締役 1名
 取締役 5名(沿線市長、JR貨物九州支社長)
 監査役 3名
 (R6.4.1現在) 職員等：職員 128名

(4) 株式状況 資本金 1,560,000 千円
 (本県出資額 620,500 千円、出資比率 39.8%)
 ※その他の株主
 鹿児島県(39.8%)、沿線自治体(14.0%)、JR貨物(6.4%)

2 決算の概要

(1) 収支決算状況

(単位：千円)

	R5年度 (2023)	R4年度 (2022)	R3年度 (2021)	R2年度 (2020)	R1年度 (2019)
I 損益計算書の概要					
営業収益(売上高等)(A)	1,570,538	1,535,857	1,619,644	1,523,946	1,613,260
営業費用(B)	2,463,484	2,496,912	2,169,537	2,209,882	2,308,454
営業利益(C)=A-B	△892,946	△961,055	△549,893	△685,936	△695,194
営業外収入(D)	16,323	15,356	21,556	27,826	14,308
営業外費用(E)	2,512	3,330	7,168	9,015	8,319
経常利益(F)=(C)+(D)-(E)	△879,135	△949,029	△535,505	△667,126	△689,205
特別利益(G)	837,706	1,485,130	1,693,489	1,458,587	2,338,528
うち補助金収入	837,706	1,485,117	1,592,979	1,437,200	2,336,652
特別損失(H)	57,592	180,652	439,025	903,859	1,669,294
当期純利益(I)=(F)+(G)-(H)	△103,220	298,662	615,974	△116,594	△24,167
II 主な増減理由(R4→R5)					
・熊本・鹿児島両県によるコロナ応援金が令和4年度をもって終了したことによる特別利益(G)の減少					

※ 単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表 令和6(2024)年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,136,900	流動負債	1,520,388
		固定負債	78,918
固定資産	1,539,646	資本金	1,560,000
		利益剰余金	△482,760
合 計	2,676,546	合 計	2,676,546

※ 単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

3 事業実績等

	R5年度 (2023)	R4年度 (2022)	R3年度 (2021)	R2年度 (2020)	R1年度 (2019)
(1) 利用者数 (千人)	1,021	975	939	804	1,076
(2) 対前年度比	104.7%	103.8%	116.8%	74.7%	93.3%

(1) 営業収益 (売上高等)

旅客運輸収入が約4千万円増の3億45百万円、旅行取扱収入が約1千万円増の67百万円となり、旅客運輸収入はコロナ前の2019年度(3億23百万円)を上回った。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う人流・物流の回復や、外国人旅行者の増加が大きく影響した。

(2) 営業費用

燃料・資材価格の高騰により運転費、施設・設備費用が増加したものの、法定検査の車両数や電路の修繕経費が減少したことから、対前年度比33百万円減(△1.3%)となった。

報告第 32 号

熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第6項の規定により、令和5年度の
熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書について、別冊のとおり
熊本県監査委員の意見を付けて提出する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の概要

議案番号	議 案 名	内 容									
報告 第32号	熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について	1 趣旨 地方自治法の規定により、令和5年度の熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書について、監査委員の意見を付して提出する必要がある。 2 評価結果 評価対象期間である令和5年度中において運用上の重大な不備を把握したため、熊本県における制度は評価対象期間において有効に運用されていないと判断した。 評価対象期間中に把握した重大な不備 <table> <tr> <th>No.</th><th>概要</th><th>是正状況</th></tr> <tr> <td>1</td><td> 【県税の課税誤り】 - 平成31年度の税制改正に伴い、自動車税のうちロータリー車に係る条例上の税率区分の改正が必要であったが、条例改正漏れにより、令和元年度から令和5年度までの期間中、1,899件（637台）、約1,030万円の過大な課税が発生。 - 条例改正の漏れにより法的根拠のない過大な徴収を行ったことから、本県及び県民に対し、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたものである。 </td><td> - 熊本県議会令和6年2月定例会にて、当該事案に係る条例改正が可決。 - 税制改正に伴う条例改正においては、担当主査及び副査等の複数人が税制改正の内容を把握した上で改正作業を実施するとともに、県税システムの仕様との照合も確実に行うことで、組織的な重複確認を徹底し、再発防止を図る。 </td></tr> <tr> <td>2</td><td> 【個人情報の漏えい】 - メール又は書類の誤送等により、個人情報が流出する事案が対象年度中に18件発生。 - 個人情報の流出という特性上において、流出させたこと自体を重く受け止めるべきであることや、事後の対処が極めて困難であることから、県民に対し、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたものである。 </td><td> - 個人情報等を含む情報の発送及び管理において、各所属のチェック体制の強化を実施。 - 複数の職員による発送時の確認や情報管理の方法をルール化するなどの漏えい対策の徹底について、令和5年12月に改めて全庁に通知。通知発出以降、令和6年6月までの個人情報の流出事案は1件となっている。 - 昨年度に引き続き、職員の研修受講を必須とするなど、繰り返し全庁的な職員の意識向上を図る。 </td></tr> </table>	No.	概要	是正状況	1	【県税の課税誤り】 - 平成31年度の税制改正に伴い、自動車税のうちロータリー車に係る条例上の税率区分の改正が必要であったが、条例改正漏れにより、令和元年度から令和5年度までの期間中、1,899件（637台）、約1,030万円の過大な課税が発生。 - 条例改正の漏れにより法的根拠のない過大な徴収を行ったことから、本県及び県民に対し、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたものである。	- 熊本県議会令和6年2月定例会にて、当該事案に係る条例改正が可決。 - 税制改正に伴う条例改正においては、担当主査及び副査等の複数人が税制改正の内容を把握した上で改正作業を実施するとともに、県税システムの仕様との照合も確実に行うことで、組織的な重複確認を徹底し、再発防止を図る。	2	【個人情報の漏えい】 - メール又は書類の誤送等により、個人情報が流出する事案が対象年度中に18件発生。 - 個人情報の流出という特性上において、流出させたこと自体を重く受け止めるべきであることや、事後の対処が極めて困難であることから、県民に対し、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたものである。	- 個人情報等を含む情報の発送及び管理において、各所属のチェック体制の強化を実施。 - 複数の職員による発送時の確認や情報管理の方法をルール化するなどの漏えい対策の徹底について、令和5年12月に改めて全庁に通知。通知発出以降、令和6年6月までの個人情報の流出事案は1件となっている。 - 昨年度に引き続き、職員の研修受講を必須とするなど、繰り返し全庁的な職員の意識向上を図る。
No.	概要	是正状況									
1	【県税の課税誤り】 - 平成31年度の税制改正に伴い、自動車税のうちロータリー車に係る条例上の税率区分の改正が必要であったが、条例改正漏れにより、令和元年度から令和5年度までの期間中、1,899件（637台）、約1,030万円の過大な課税が発生。 - 条例改正の漏れにより法的根拠のない過大な徴収を行ったことから、本県及び県民に対し、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたものである。	- 熊本県議会令和6年2月定例会にて、当該事案に係る条例改正が可決。 - 税制改正に伴う条例改正においては、担当主査及び副査等の複数人が税制改正の内容を把握した上で改正作業を実施するとともに、県税システムの仕様との照合も確実に行うことで、組織的な重複確認を徹底し、再発防止を図る。									
2	【個人情報の漏えい】 - メール又は書類の誤送等により、個人情報が流出する事案が対象年度中に18件発生。 - 個人情報の流出という特性上において、流出させたこと自体を重く受け止めるべきであることや、事後の対処が極めて困難であることから、県民に対し、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたものである。	- 個人情報等を含む情報の発送及び管理において、各所属のチェック体制の強化を実施。 - 複数の職員による発送時の確認や情報管理の方法をルール化するなどの漏えい対策の徹底について、令和5年12月に改めて全庁に通知。通知発出以降、令和6年6月までの個人情報の流出事案は1件となっている。 - 昨年度に引き続き、職員の研修受講を必須とするなど、繰り返し全庁的な職員の意識向上を図る。									

		<table border="1"> <tr> <th>No.</th><th>概要</th><th>是正状況</th></tr> <tr> <td>3</td><td> 【国庫負担金に係る延滞金の発生】 - 令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金の交付確定にあたり、県が熊本県後期高齢者医療広域連合に対して必要な納入告知書を発行しておらず、当該広域連合において超過交付額の未返還が発生。 - 延滞金約2,100万円が発生し、本県がその全額を負担したことから、本県及び県民に対し、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたものである。 </td><td> - 事務の起点から終点までの流れが分かるチェックリストを作成して見える化し、担当から所属長まで複数人で進捗状況を確認する体制を取り、県から確実に納入告知書を発行。 - 熊本県後期高齢者医療広域連合に対しては、返納に係る国からの事前連絡を共有し、予め支払いの準備を行ってもらい、その後の支払いの認識を持っていただく。 </td></tr> </table>	No.	概要	是正状況	3	【国庫負担金に係る延滞金の発生】 - 令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金の交付確定にあたり、県が熊本県後期高齢者医療広域連合に対して必要な納入告知書を発行しておらず、当該広域連合において超過交付額の未返還が発生。 - 延滞金約2,100万円が発生し、本県がその全額を負担したことから、本県及び県民に対し、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたものである。	- 事務の起点から終点までの流れが分かるチェックリストを作成して見える化し、担当から所属長まで複数人で進捗状況を確認する体制を取り、県から確実に納入告知書を発行。 - 熊本県後期高齢者医療広域連合に対しては、返納に係る国からの事前連絡を共有し、予め支払いの準備を行ってもらい、その後の支払いの認識を持っていただく。
No.	概要	是正状況						
3	【国庫負担金に係る延滞金の発生】 - 令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金の交付確定にあたり、県が熊本県後期高齢者医療広域連合に対して必要な納入告知書を発行しておらず、当該広域連合において超過交付額の未返還が発生。 - 延滞金約2,100万円が発生し、本県がその全額を負担したことから、本県及び県民に対し、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたものである。	- 事務の起点から終点までの流れが分かるチェックリストを作成して見える化し、担当から所属長まで複数人で進捗状況を確認する体制を取り、県から確実に納入告知書を発行。 - 熊本県後期高齢者医療広域連合に対しては、返納に係る国からの事前連絡を共有し、予め支払いの準備を行ってもらい、その後の支払いの認識を持っていただく。						
		3 監査委員による審査の結果及び意見 - 監査において確認したところ、これまでと同様、職員への制度の周知不足を原因とするリスク発生報告書の提出漏れが一部の所属で発生していることが確認されたが、いずれも重大な不備には該当しないことを確認した。 - 令和5年度に必修化された「適正な事務処理の確保」に関する研修等を通じて職員の個人情報に関する意識づけを更に行うとともに、業務委託先も含め、個人情報を取り扱う事務のチェック体制、情報漏えいの防止策を強化・徹底していただきたい。そして、本制度による日常的モニタリングが有効に機能し、評価手続きが適正に行われ、リスク発生防止のための一層効果的な仕組みとなるよう引き続き取り組んでいただきたい。						

報告第 33 号

令和5年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び熊本県が経営する公営企業の資金不足比率について、別冊のとおり熊本県監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

令和５年度決算に基づく健全化判断比率等の概要

議案番号	議 案 名	内 容																																	
報告 第 3 3 号	令和 5 年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について	1 趣旨 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和 5 年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び熊本県が経営する公営企業の資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告する必要がある。																																	
		2 健全化判断比率 (単位：％)																																	
		<table><tr><th rowspan="2">比率名</th><th rowspan="2">比率の内容</th><th rowspan="2">R5年度</th><th rowspan="2">R4年度</th><th colspan="2">参 考</th></tr><tr><th>早期健全化基準[注1]</th><th>財政再生基準[注2]</th></tr><tr><td>①実質赤字比率</td><td>一般会計等に生じている赤字の大きさの財政規模に対する割合</td><td>—</td><td>—</td><td>3.75</td><td>5.00</td></tr><tr><td>②連結実質赤字比率</td><td>公営企業を含む全ての会計に生じている赤字の大きさの財政規模に対する割合</td><td>—</td><td>—</td><td>8.75</td><td>15.00</td></tr><tr><td>③実質公債費比率</td><td>借入金(地方債)の返済額(公債費)等の大きさの財政規模に対する割合</td><td>8.3</td><td>7.8</td><td>25.0</td><td>35.0</td></tr><tr><td>④将来負担比率</td><td>借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさの財政規模に対する割合</td><td>217.0</td><td>209.5</td><td>400.0</td><td></td></tr></table>	比率名	比率の内容	R5年度	R4年度	参 考		早期健全化基準[注1]	財政再生基準[注2]	①実質赤字比率	一般会計等に生じている赤字の大きさの財政規模に対する割合	—	—	3.75	5.00	②連結実質赤字比率	公営企業を含む全ての会計に生じている赤字の大きさの財政規模に対する割合	—	—	8.75	15.00	③実質公債費比率	借入金(地方債)の返済額(公債費)等の大きさの財政規模に対する割合	8.3	7.8	25.0	35.0	④将来負担比率	借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさの財政規模に対する割合	217.0	209.5	400.0		
		比率名					比率の内容	R5年度	R4年度	参 考																									
			早期健全化基準[注1]	財政再生基準[注2]																															
		①実質赤字比率	一般会計等に生じている赤字の大きさの財政規模に対する割合	—	—	3.75	5.00																												
		②連結実質赤字比率	公営企業を含む全ての会計に生じている赤字の大きさの財政規模に対する割合	—	—	8.75	15.00																												
		③実質公債費比率	借入金(地方債)の返済額(公債費)等の大きさの財政規模に対する割合	8.3	7.8	25.0	35.0																												
		④将来負担比率	借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさの財政規模に対する割合	217.0	209.5	400.0																													
		[注 1] 各比率のいずれかが基準以上の場合には、「財政健全化計画」を定め、自主的な改善努力による財政健全化に取り組むことになる。																																	
[注 2] 各比率のいずれかが基準以上の場合には、「財政再生計画」を定め、国の関与による確実な財政再生に取り組むことになる。																																			
3 資金不足比率（公営企業毎の資金不足額の事業規模に対する割合） (単位：％)																																			
<table><tr><th rowspan="2">対象となる公営企業会計</th><th rowspan="2">R5年度</th><th rowspan="2">R4年度</th><th>参 考</th></tr><tr><th>経営健全化基準[注]</th></tr><tr><td>①電気事業会計</td><td>—</td><td>—</td><td rowspan="8">20.0</td></tr><tr><td>②工業用水道事業会計</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>③有料駐車場事業会計</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>④病院事業会計</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>⑤流域下水道事業会計</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>⑥港湾整備事業特別会計</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>⑦臨海工業用地造成事業特別会計</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>⑧高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>						対象となる公営企業会計	R5年度	R4年度	参 考	経営健全化基準[注]	①電気事業会計	—	—	20.0	②工業用水道事業会計	—	—	③有料駐車場事業会計	—	—	④病院事業会計	—	—	⑤流域下水道事業会計	—	—	⑥港湾整備事業特別会計	—	—	⑦臨海工業用地造成事業特別会計	—	—	⑧高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計	—	—
対象となる公営企業会計	R5年度	R4年度	参 考																																
			経営健全化基準[注]																																
①電気事業会計	—	—	20.0																																
②工業用水道事業会計	—	—																																	
③有料駐車場事業会計	—	—																																	
④病院事業会計	—	—																																	
⑤流域下水道事業会計	—	—																																	
⑥港湾整備事業特別会計	—	—																																	
⑦臨海工業用地造成事業特別会計	—	—																																	
⑧高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計	—	—																																	
[注] 比率が基準以上となった場合は、「経営健全化計画」を定め、自主的な改善努力による経営健全化に取り組むことになる。																																			

		4 監査委員による審査の結果及び意見 ・審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に算定・作成されているものと認められた。 ・健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも健全化基準を大きく下回っているものの、豪雨災害からの復旧・復興をはじめ、T S M C進出に伴う産業集積の促進や農林畜水産業等の振興、「渋滞解消」・「地下水保全」のための対策、「こどもまんなか熊本」の実現など様々な課題への対応を進めていく上で、災害関連の県債償還も本格化するため、将来の財政見通しについては、的確に把握されておくべきである。 ・今後「くまもと新時代共創(仮称)」を実現するために必要となる財源の確保等に努められるとともに、持続可能な県政運営に向け財政健全化に取り組んでいただきたい。
--	--	--

報告第 34 号

公立大学法人熊本県立大学の令和5年度における業務の実績に関する評価について
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）附則第3条第3項の規定により、熊本県公立大学法人評価委員会が行った公立大学法人熊本県立大学の令和5年度における業務の実績に関する評価について、同法第5条の規定による改正前の地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定の例により、別冊のとおり報告する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

公立大学法人熊本県立大学の令和5年度における業務の実績に関する評価の概要

議案番号	議 案 名	内 容
報告 第34号	公立大学法人熊本県立大学の令和5年度における業務の実績に関する評価について	1 基本情報 (1) 名称及び設立目的 公立大学法人熊本県立大学 (設立目的) 大学を設置し、及び管理することにより、豊かな教養と高度な専門性を有し、総合的な知識と実践力、創造力を備えた有為な人材を育成するとともに、研究成果を社会に還元し、教育研究資源を地域に提供することを通じて、熊本県ひいては国際社会の発展に寄与することを目的とする。 (2) 理事長等（令和5年4月1日現在） 理 事 長 白石 隆 / 副理事長（学長） 堤 裕昭 (3) 大学の概要（令和5年5月1日現在） ・学 部 文学部、環境共生学部、総合管理学部（学生数計2,108人） ・大学院 文学研究科、環境共生学研究科、 アドミニストレーション研究科（大学院生数計89人） ・教職員数 常勤89人（※副理事長（学長）、理事（副学長）を除く。） ・事務職員数 常勤36人（※理事（事務局長）を除く。） 2 熊本県公立大学法人評価委員会について 地方独立行政法人法及び熊本県公立大学法人評価委員会条例に基づき設置する知事の附属機関。主な事務内容は、法人の業務実績の評価や知事が中期目標を定める際に意見を述べること。委員会は委員5人で構成され、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者から、知事が任命する。 3 令和5年度における評価委員会の業務実績評価概要 (1) 全体評価 ・中期目標の重点項目である「教育の質の向上」、「地域に貢献する教育研究の推進」、「グローバル化の推進」について、着実な取組が進められている。 ・全体としては、県立大学が年度計画に掲げた50項目のうち、48項目は順調に実施されており、着実に成果を上げたと評価できる。 (2) 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組 ①教育 ・1年生の選択必修科目として、「令和2年7月球磨川流域豪雨災害」をテーマとした学習を行うとともに、各学部で地域企業・地域社会からテーマを募集して、学生が地域貢献のための研究に取り組む「地域連携型学生研究」を実施し、地域に根差した取組を行っている。また、管理栄養士国家試験の合格率が100%（新卒者全国平均80.4%）を達成

		した。さらに、県内企業への就職率が60.2%と検証指標を上回った点などが評価できる。 ②研究 ・令和3年度に採択された「『流域治水を核とした復興を起点とする持続社会』地域共創拠点」事業など、独自性のある研究を企業や自治体等と連携しながら着実に実施している。また、科学研究費補助金について、教員の応募率が11年連続100%を達成したことなどが評価できる。 ③地域貢献 ・県や包括協定市町村（22自治体）と連携した「地域おこしスタートアップ事業」の実施、教員を講師として自治体や各種団体に派遣するなどの取組を着実に進めた。特に、②に記載した「緑の流域治水」に係る取組は多くの企業・大学と連携し、メディアでも多数取り上げられており、注目に値する。 ・また、令和4年度に、熊本大学等と連携した大学間連携事業が文科省補助事業の「地域活性化人材育成事業（SPARC）」に採択され、継続してグローバルDX人材育成に取り組んでいることも評価できる。 ④国際交流 ・海外留学・研修メニューの拡充やオンラインを活用した交流を継続して実施している。また、前年度までコロナ禍の影響で困難であった実地での交流も積極的に行うなど、着実な取組を実施していると評価できる。 （3）業務運営改善・効率化に関する目標を達成するための取組 ・学部学科、研究科及び附属機関等のあり方について、英語英米文学科で、高校教員への聞き取り調査や学生アンケート等を実施し、学部のあり方の検証及び見直しを進めている。 ・総合管理学部では、令和6年4月からの専攻制（「公共」・「ビジネス」・「情報」）の導入に向けて、カリキュラムを決定するなど、「着実」な取組を行っている。 （4）財務内容の改善に関する目標を達成するための取組 ・入学志願者数の水準維持のため、進学相談会、出張講義を行い、また、県外の進学相談会にも参加するなどの取組を堅実に実施したことなどが評価できる。 （5）自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するための取組 ・外部委託によるホームページの特集記事の充実、YouTubeやSNSの活用など、情報発信の強化に努めていると評価できる。 （6）その他業務運営に関する目標を達成するための取組 ・情報セキュリティの強化について、教職員への研修や学生向けの周知等、情報セキュリティに係る制度の周知や啓発に取り組んでいる。
--	--	--

報告第 35 号

公立大学法人熊本県立大学の第3期中期目標の期間における業務の実績に関する評価について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）附則第3条第3項の規定により、熊本県公立大学法人評価委員会が行った公立大学法人熊本県立大学の第3期中期目標の期間における業務の実績に関する評価について、同法第5条の規定による改正前の地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定の例により、別冊のとおり報告する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

公立大学法人熊本県立大学の第3期中期目標の期間における業務の実績に関する評価の概要

議案番号	議 案 名	内 容
報告 第35号	公立大学法人熊本県立大学の第3期中期目標の期間における業務の実績に関する評価について	1 第3期中期目標の概要について (1) 目標策定について 地方独立行政法人法の規定により、知事は、議会の議決を経て、公立大学法人が6年間に達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、法人に指示する。第3期中期目標の期間は、平成30年度～令和5年度。今回は、法に基づき、中期目標の期間（6年間）における業務の実績に関する評価を実施。 (2) 主な内容 第3期中期目標では、次の3点を重点的に取り組む目標として定めている。 ①教育の質の向上 地域社会を担う人材の育成を更に推進するため、教育課程及び教育方法等について検証・改善を行い、教育の質の向上を図る。 ②熊本地震からの復興支援を含めた地域に貢献する教育研究の推進 熊本地震からの創造的復興及び防災等に関する教育研究推進、地域課題の解決や県民への学習機会の提供等、地域に貢献する教育研究活動の充実を図る。 ③グローバル化の推進 グローバルな視点で考え課題解決に取り組む人材を育成するため、学生の国際交流の推進や教育研究の国際化を図り、大学のグローバル化を推進する。 2 第3期中期目標期間における業務実績に関する評価概要 (1) 全体評価 - 令和2年度から4年度において、コロナ禍により、一部実施できない部分があったものの、全体として、6年間でおおむね目標を達成している。 (2) 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組 ①教育【地域貢献、外国語教育、管理栄養士養成等、目標を達成】 「地域の諸課題を題材とした教育」として、全学で“地域リーダー”を養成する独自の人材育成システム「もやいすと育成システム」に取り組んでいる。 - 留学生の受入れ拡大に向けた施策の充実を図るとともに、e-learningシステムを活用したり、TOEICを2年生全員が受験することとするなど英語能力全体の向上に向けた取組に努めている。 - 管理栄養士の養成に継続して取り組み、近年、国家試験の合格率は、指標の90%を上回っており、とりわけ、直近3年間は連続して100%を達成する顕著な成果を上げている。

		②研究【地域課題解決に貢献する研究の採択件数等、目標を達成】 ・科学研究費補助金への応募率は、計画期間中、100%を達成している。特に、③に記載する事業が、科学技術振興機構（JST）の支援事業に採択されたことは、研究においても顕著な成果と評価できる。 ③地域貢献【流域治水に係る国の事業採択による活動等、目標を達成】 ・県や包括協定市町村（22自治体）と連携した「地域おこしスタートアップ事業」や豪雨の被災地域を対象にした「被災地域復興・再生支援事業」の実施など、地域が抱える課題解決に向けた取組を着実に実施している。 ・特に、「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」地域共創拠点事業が、令和3年度に科学技術振興機構（JST）の支援事業に採択され、10年間、全国の他大学や研究機関と連携した研究や活動に取り組んでいくこととなった。 ④国際交流【海外留学・研修メニューの拡充等により、目標を達成】 ・留学経験者によるフィードバックや留学相談、オンライン留学の導入、国際的な大学ネットワーク（SAF（Study Abroad Foundation））加盟による派遣大学の拡大等の取組により、学生の国際交流が推進されている。 （3）業務運営改善・効率化に関する目標を達成するための取組 【コロナ禍、社会状況変化への的確な対応等により、目標を達成】 ・コロナ禍の中、オンライン会議の開催や、ワクチンの大学接種を実施するなど感染拡大防止と学修機会の確保を両立した。 ・また、情報部門の強化を図るため、令和4年度に「デジタルイノベーション推進センター」を設置し、大学全体のデジタル化を進めている。 （4）財務内容の改善に関する目標を達成するための取組 【外部研究資金の獲得等により、目標を達成】 ・（2）③に記載する事業が、最大で2億円／年、支援期間10年間の外部資金を獲得したことは、顕著な成果を上げた取組として評価できる。 （5）自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するための取組 【自己点検・評価及び情報提供の向上に努めるなど、目標を達成】 ・大学のホームページを中心に、教育研究活動等を積極的に発信し、SNSを活用した若年層へ向けた新たな取組等、情報発信力の強化を図っている。 （6）その他業務運営に関する目標を達成するための取組 【防災、新型コロナ対応等が適切に行われ、目標を達成】 ・防災対策の強化等のため、事業継続計画（BCP）の策定、防災に対応した施設改修の推進や食糧等の備蓄、防災訓練の取組を適切に実施している。
--	--	---

報告第 36 号

五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況の報告について

熊本県五木村振興推進条例（平成20年熊本県条例第69号）第3条第2項の規定により、令和5年度の五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況を次のとおり報告する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

令和5年度の進捗状況

（1）生涯にわたり住み続けられる医療・福祉・教育の推進

高齢者向け住宅の検討を行う住み良いむらづくり事業や、住民生活の向上を図るためのタブレットの導入及び導入後の運用に向けた検討、プロジェクトチーム設置による人吉高等学校五木分校の更なる魅力化などに取り組んだ。

（2）豊かな恵みを生かした持続可能な産業と雇用の創出

森林サービス産業（森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する新たなサービス産業）の創出に向けた五木村モデル林活用事業や、Jークレジット（間伐などの森林の適切な管理を行うことによる二酸化炭素吸収量をクレジットとして国が認証するもの）取得のための森林吸収量クレジット化推進事業、くねぶ加工施設整備、新規作物開拓検討業務委託、空き家等対策計画策定事業などに取り組んだ。

（3）新たな時代を見据えた安全・安心を確保する生活基盤の整備

新たな平場確保に向けた調査・検討、協議や、五木村の安全・安心の確保に向けた河川改修事業、土砂流出等防止に必要な流域保全総合治山事業、国道445号道路改良事業、県道宮原五木線道路改良事業、村道・林道改良修繕事業などに取り組んだ。

（4）豊かな自然やこれまで整備した施設等を生かした新たな振興

頭地地区や高野地区のランドデザイン策定に向けた検討や、清流を生かした新たなまちづくりや観光産業の創出（宮園・小鶴地区など）に向けた検討、道の駅「子守唄の里五木」の施設改修、利便性・機能性向上に向けた検討などに取り組んだ。

五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況の報告の概要

議案番号	議 案 名	内 容			
報告 第 3 6 号	五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況の報告について	1 五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況の報告 熊本県五木村振興推進条例（平成 2 0 年熊本県条例第 6 9 号）第 3 条第 2 項の規定により、令和 5 年度の五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況を次のとおり報告する。			
		2 令和 5 年度の進捗状況			
		(1) 生涯にわたり住み続けられる医療・福祉・教育の推進 [主な取組] (単位：千円)			
		番号	取組	実績額	事業主体
		1	住み良いむらづくり事業	75	村
		2	タブレットの導入及び導入後の運用に向けた検討	—	村
		3	プロジェクトチーム設置による人吉高等学校五木分校の更なる魅力化	—	県
		(2) 豊かな恵みを生かした持続可能な産業と雇用の創出 [主な取組] (単位：千円)			
		番号	取組	実績額	事業主体
		1	五木村モデル林活用事業	500	村
		2	森林吸収量クレジット化推進事業	11,862	村・県
		3	くねぶ加工施設整備	9,812	村
		4	新規作物開拓検討業務委託	1,991	村
		5	空き家等対策計画策定事業	3,630	村
		(3) 新たな時代を見据えた安全・安心を確保する生活基盤の整備 [主な取組] (単位：千円)			
		番号	取組	実績額	事業主体
		1	新たな平場確保に向けた調査・検討、協議	284	村・県・国
		2	河川改修事業	9,214	県
		3	流域保全総合治山事業	95,500	県
		4	国道 4 4 5 号道路改良事業	83,761	県

議案番号	議 案 名	内 容			
		(単位：千円)			
		番号	取組	実績額	事業主体
		5	県道宮原五木線道路改良事業	297	県
		6	村道・林道改良修繕事業	34,974	村
		(4) 豊かな自然やこれまで整備した施設等を生かした新たな振興			
		[主な取組] (単位：千円)			
		番号	取組	実績額	事業主体
		1	頭地地区や高野地区のランドデザイン策定に向けた検討	264	村・県・国
		2	清流を生かした新たなまちづくりや観光産業の創出(宮園・小鶴地区など)に向けた検討	3,664	村・県
		3	道の駅「子守唄の里五木」の施設改修、利便性・機能性向上に向けた検討	10,145	村
		※「事業費」欄が「－」になっている取組はゼロ予算で実施したものの。			
		【参考】五木村振興基金の積立等について			
		○熊本県五木村振興基金(県基金)			
		(単位：円)			
			積立額	取崩額 (村へ交付)	残額
		令和4年度まで	402,172,017	0	402,172,017
		令和5年度	1,603,667,760	1,000,000,000	1,005,839,777
		※令和5年度積立額内訳			
		・600,000,000円(当初)			
		・1,000,000,000円(2月補正)			
		・3,667,760円(利息)			

議案番号	議 案 名	内 容			
		○五木村振興基金（村基金）			
		（単位：円）			
			積立額 （県から交付）	取崩額 （事業へ充当）	残額
		令和5年度	1,000,000,128	153,460,000	846,540,128
		※令和5年度積立額内訳			
		・1,000,000,000円（2月補正）			
		・128円（利息）			